

(株)遠忠
遠藤 忠臣 様

岩手県知事 達 増 拓 也



特定建設業の許可について（通知）

令和4年8月1日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号 岩手県知事許可（特-4）第 1655 号
許可の有効期間 令和4年9月1日 から 令和9年8月31日 まで

建設業の種類

土木工事業	建築工事業
大工工事業	左官工事業
とび・土工工事業	石工事業
屋根工事業	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業	鋼構造物工事業
鉄筋工事業	舗装工事業
しゅんせつ工事業	板金工事業
ガラス工事業	塗装工事業
防水工事業	内装仕上工事業
熱絶縁工事業	建具工事業
水道施設工事業	解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和9年8月1日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

岩手県指令岩手土セ 第 1-16 号
令和4年8月29日

(株)遠忠
遠藤 忠臣 様

岩手県知事 達 増 拓 也



一般建設業の許可について（通知）

令和4年8月1日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号 岩手県知事許可（般-4）第 1655 号
許可の有効期間 令和4年9月1日 から 令和9年8月31日 まで
建設業の種類
造園工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和9年8月1日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）

岩事協登第 1-117 号
令和 5 年 11 月 30 日

株式会社遠忠
代表取締役 遠藤 忠臣 様

岩手県指定事務所登録機関
一般社団法人岩手県建築士事務所協会
会長 佐々木 章



建築士事務所登録通知書

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により読み替えて準用する同法第 23 条の 3 第 1 項の規定により登録したので通知します。

記

- | | |
|----------------|---|
| 1 登録年月日 | 令和 5 年 12 月 25 日 |
| 2 登録の有効期間 | 令和 5 年 12 月 25 日から 令和 10 年 12 月 24 日まで |
| 3 登録番号 | 第お（2812）1334 号 |
| 4 建築士事務所の種別 | 一級建築士事務所 |
| 5 建築士事務所の名称 | 遠忠建築士事務所 |
| 6 建築士事務所の所在地 | 〒028-7111
岩手県八幡平市大更第 24 地割 8 番地の 1 の 5 |
| 7 管理建築士の氏名 | 八幡 武 |
| 8 管理建築士の建築士の種別 | 一級建築士 |